

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（令和6年度第1回）議事要旨

1 開催日時

令和6年6月14日（金）14時00分～16時00分

2 開催場所

中央合同庁舎第4号館12階 全省庁共用1212会議室

3 出席者

（1）委員（敬省略、順不同）

新井 充（座長）、朝倉 浩一（書面審議）、岩田 雄策、熊崎 美枝子、芝田 育也、
高橋 文夫、鶴田 俊、三宅 淳巳

（2）オブザーバー（敬省略、順不同）

辻村 聡（厚生労働省）、藤田 治人（経済産業省）

（3）事務局

加藤 晃一、根本 雄、馬場 光、長嶺 将彦

4 配布資料

〔資料Ⅰ－1〕「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）

〔資料Ⅰ－2〕「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）

〔資料Ⅰ－3〕今年度の検討会スケジュール（案）

〔参考資料Ⅰ－1〕 開催要綱

〔参考資料Ⅰ－2〕 委員等名簿

〔参考資料Ⅰ－3－1〕 消防法令抜粋①（消防法上の危険物の定義、試験方法など）

〔参考資料Ⅰ－3－2〕 消防法令抜粋②（消防活動阻害物質関係）

〔参考資料Ⅰ－4〕 令和5年度第3回火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査
検討会議結果

〔参考資料Ⅰ－5〕 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書
（令和5年度）

5 議事内容

（1）座長選出

新井委員が本検討会の座長として選出された。

(2) 「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）について

資料Ⅰ－1により事務局から説明が行われた。

調査方法に対し、委員全員の了承を得た。

質疑等は以下のとおり。

【オブザーバー】 GHS 分類での危険有害性における調査の優先順位はあるのか。

【事務局】 優先順位はなく、消防法の危険物の性状があるおそれのある物質を資料Ⅰ－1の2に記載の第二次候補物質の優先順位のとおり選定する。

【委員】 昨年度の酸化性固体の性状確認試験に係る標準物質の代替物質の調査において、試験結果のバラツキがあったと認識している。今後、危険物に該当するおそれのある物質を抽出した場合に試験を実施する者によってバラツキが出ることも予想されるが、試験を委託する業者においては、明確な審査や認証があるような業者を選定しているのか。

【事務局】 委託をする業者については、法令等で定められている試験方法を実施できる業者を選定し、委託している。

【座長】 昨年度の試験結果のバラツキについては、標準物質の検証であったため、従前の試験方法については、特段問題はないのではないかと考えている。

(3) 「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）について

資料Ⅰ－2により事務局から説明が行われた。

調査方法に対し、委員全員の了承を得た。

質疑等は以下のとおり。

【委員】 資料Ⅰ－2に記載されている加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するものについてどの程度の温度を基準にしているのか。

【事務局】 試験では、常温から300度、300度から500度、500度から800度の環境下において有害な蒸気が発生するかを測定している。これは、一般火災時における火災初期から最盛期までの温度帯でどのくらい有害な蒸気が出るかを想定している。

【委員】 資料Ⅰ－2に記載されている水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するものについて、酸の基準値等はあるのか。

【事務局】 具体的な基準値等は定めていない。調査対象に挙げた物質を試験した結果を検討会に諮り、その際に、当該物質を指定するのが妥当か委員の皆様から意見をいただきたい。

【委員】 近年、社会情勢も変わり、様々な化学物質が出現し、危険物や消防活動阻害物質に限らず、従来の法規制には類別されない物質について、他省庁と連携をとって議論していくことが必要ではないか。

(4) その他

資料 I - 3 により事務局から説明が行われた。

特段の意見なし。

6 閉会

以上